

大阪市条例第41号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第2号に定める使用料を減免することができる。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 児童の属する世帯を構成する者（当該児童の父母その他の市規則で定める扶養義務者に限る。以下「構成員」という。）の当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税の所得割（退職手当等に係る所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額（<u>構成員が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該構成員を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額の合計額とする。</u>）が77,101円未満であるとき</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 児童の属する世帯を構成する者（当該児童の父母その他の市規則で定める扶養義務者に限る。以下「構成員」という。）の当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税の所得割（退職手当等に係る所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が77,101円未満であるとき</p>

[2～5 略]

[2～5 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大阪市立児童福祉施設条例の規定は、令和8年4月1日より適用する。